

関西圏国家戦略特別区域会議（第38回） ～ 大阪市提出資料 ～

令和 7 年11月17日

大阪市

これまでの経緯・現状について

- 平成28年 4月：外国人観光客の増加による客室稼働率の上昇など、宿泊施設不足の解消を図るため区域計画の認定を受けた
- 平成28年10月：「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例」を施行
- 平成27年と比べ令和6年では、府域全体の来阪外国人観光客は倍増しているが、客室稼働率は抑えられており、この間の市内のホテル・旅館・簡易宿泊所の客室数の増加を考慮しても、民泊施設が観光客の宿泊ニーズに応え一定の役割を果たしてきているものと考えられる（来阪外国人観光客数・客室稼働率：H27 716万人・84.8% ➡ R6 1,409万人・75.4%）
- 一方、特区民泊施設数の大幅な増加に伴い、周辺地域の住民とのトラブルや苦情が増加し、様々な課題が生じている

特区民泊認定施設数・居室数 7,068施設 19,288室(令和7年9月30日時点)

特区民泊苦情件数(認定後)延べ数 315件(令和7年9月30日時点)

今後の方針

- 苦情や生活環境への悪影響の拡大防止に向け、必要な制度改正を実現するとともに、監視指導体制を強化するため、特区民泊の新規受付を終了する。
- また、既存民泊の適正化に取り組むため、処分要領を策定し、「迷惑民泊根絶チーム」により、強力に監視指導を遂行する。

事業を終了する日	令和8年5月29日(金)(令和8年5月30日(土)以降、申請不可)	
備考	事業終了の際、現に特区民泊認定を受けている者	従来どおり営業可能 ただし、居室の追加又は床面積の増加に関する変更認定を除く
	事業終了の日以前に申請し、事業終了の際に、申請に対する処分のないもの	認定を受けた場合、事業終了の際、現に特区民泊認定を受けている者として扱う